

論文審査の要旨
(Summary of Dissertation Evaluation)

博士の専攻分野の名称 (Major Field of Ph.D.)	博士 (文学) Ph.D.	氏名 (Candidate Name)	王 晓明
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
論文題目 (Title of Dissertation) 『詩経』における法文化研究			
論文審査担当者 (The Dissertation Committee)			
主 査 (Name of the Committee Chair)	教授 佐藤 利行		
審 査 委 員 (Name of the Committee Member)	教授 本田 義央		
審 査 委 員 (Name of the Committee Member)	教授 有馬 卓也		
審 査 委 員 (Name of the Committee Member)	総合科学研究科・教授 荒見 泰史		
〔論文審査の要旨〕 (Summary of the Dissertation Evaluation)			
<p>本論文は、『詩経』に見られる法文化意識について、『詩経』の詩篇を資料として考察したものである。論文は、第一章「序論」、第二章「『詩経』における立法思想」、第三章「『詩経』における刑法思想」、第四章「『詩経』における身分関係」、第五章「『詩経』における民事法文化」、第六章「『詩経』における婚姻法」、第七章「『詩経』における司法制度」、第八章「『詩経』における「礼法」の礼文化」、第九章「中国古典文学と法学の「詩法互証」学際的研究」、第十章「結論」の全九章から構成されている。</p> <p>第一章では、本研究の動機・目的を論じ、日本・中国における先行研究について分析した上で、『詩経』を概観して本研究の意義、研究の方法について述べる。</p> <p>第二章では、『詩経』の「国風」「雅」「頌」それぞれの詩篇について「天命」「敬天愛民」「明德慎罰」「礼」の視点から『詩経』に見られる立法思想について考察している。</p> <p>第三章では、同じく「刑」「犯罪」「刑罰」の視点から『詩経』における刑法文化について考察している。</p> <p>第四章では、「国風」「雅」「頌」において具体的な身分関係についての詩篇の分布状況を調査し、「士」「民」「奴隷」が被支配者階級に属することを論証している。</p> <p>第五章では、民法に関する詩篇を「土地所有権」「物的所有権」「債権」という視点から分類整理し『詩経』における民事法文化について論じている。</p> <p>第六章では、『詩経』における婚姻法の意識について、「同姓不婚」「父母の命、媒酌の言」「男尊女卑」「自由恋愛」の観点から考察している。</p> <p>第七章では、『詩経』における司法制度について、「君権神授」「神権法」「判例法」の観点から考察している。</p> <p>第八章では、礼法に関する詩篇から『詩経』における「儀礼」意識について論述している。</p> <p>第九章では、中国古典文学研究における「詩法互証」の有用性について論じている。これまで中国古典文学研究において銭謙益が杜詩研究で実践した「詩史互証」、またこれを更に一步進めた陳寅恪の「文史互証」という研究方法があるが、筆者は中国古典詩研究に法学的手法を用いる「詩法互証」の研究方法を提唱し、これを本研究で試みたことを論じている。</p> <p>第十章では、本論文のまとめを行い、本研究で明らかになった問題点・課題について述べる。</p> <p>以上述べたように、本論文は『詩経』の「国風」「雅」「頌」の各詩篇を丁寧に整理分類して、筆者の提唱する「詩法互証」という研究手法によって『詩経』における法文化を明らかにしようとしたものである。『詩経』の詩篇の解釈について、また筆者のいう「詩法互証」の法学的見地が現在の中</p>			

国法が中心であることなど、幾つかの問題点も残されてはいるが、法学的視点から『詩経』を読み取ろうとした意欲的論文として十分に評価できる。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（文学）の学位を受ける十分な資格があるものと認める。

備考 要旨は、1,500字以内とする。

(Note: The summary of the Dissertation should not exceed 500 words.)